

## 参考1 観光のユニバーサルデザイン化における旅行者

### (1)旅行者の考え方

観光のユニバーサルデザイン化において、何らかの配慮を必要とする主な旅行者とその特徴は下記のとおりである。

#### ○視覚障害者

目の不自由な人には、全盲や弱視といった視力に障害のある人と、視野障害、色弱といったような“見え方”に障害のある人がいる。

#### ○聴覚障害者

耳の不自由な人は、全く聴力のない人と、音を聞き取りづらい難聴の人がいる。また耳が聞こえないために、言語に障害のある人もいる。

#### ○肢体障害者

足の不自由な人には、全く歩行が困難な人（車いす使用者）だけでなく、杖などの補助具を用いて歩行が可能な人もいる。車いす使用者の旅行では、階段や段差のある場所や、通路幅・ドア幅の狭い場所の通行で困難がある。

#### ○内部障害者

内部障害のある人は多様であり、心臓、腎臓、肺臓、膀胱、直腸のほか、小腸に障害のある人や HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の人もおり、それぞれ旅先で必要となる配慮は異なる。

#### ○知的障害者など

知的障害は、一般的に「知的機能の障害が(概ね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援や援助が必要とする状態にあるもの」とされている。より広い概念である発達障害や、認知症や成人後の事故などによる脳障害なども含め、観光のユニバーサルデザイン化の対象と考えられる。

#### ○精神障害者

精神障害のある人は、統合失調症、躁うつ病など多様である。薬を服用することで、症状の安定を図りながら、ストレスの少ない生活を送ることが大切である。旅行に関しては無理のない日程で、疲労のないような配慮が必要である。

#### ○高齢者

65歳以上の高齢者といわれる人の多くは元気であり、生活上では特別な配慮を必要としないという意見も多くある。しかし加齢を伴うに従い、歩行や知覚などの点で、旅行においては困難が増す傾向である。

#### ○子ども連れ・妊娠中の人

子ども連れの旅行では食事や日程面で配慮が必要である。また健康に留意する必要があり、行動に配慮が必要な点では、妊娠中の方も観光のユニバーサルデザイン化の対象である。

#### ○外国人旅行者

外国人旅行者も言語や慣習に不慣れな点で、コミュニケーションをとる上で配慮が必要であり、観光のユニバーサルデザイン化の対象に含まれる。

この他アレルギーのある人、大きな荷物を持つ人、一時的にけがをした人なども含めて考えられる。

## (2)旅行者の特性に応じた必要な配慮事項

### 共通して考慮する配慮内容

旅行者個人により配慮の程度は異なるものの、旅行者の特性に共通した配慮すべき主な項目は次のとおりである。特に留意する旅行者については、その旨提示した。

- 多様な人々が旅行することに対する社会的な理解や思いやりの配慮  
知的障害者、精神障害者、肢体障害者（車いす使用者） 等
- ゆっくりした旅行行動への配慮  
高齢者、内部障害者、肢体障害者、知的障害者 等
- 介助者同行やちょっとした介助の必要性への配慮  
高齢者、肢体障害者（車いす使用者）、視覚障害者 等
- 交通機関、観光施設等のハード面のバリアフリー化の必要性  
高齢者、肢体障害者（車いす使用者）、妊産婦・子ども連れ 等
- 情報入手手段やコミュニケーション方法への配慮  
聴覚障害者、視覚障害者、外国人旅行者、高齢者 等
- 慢性疾患や内部障害に対する医療体制の充実  
高齢者、内部障害者、精神障害者 等
- 旅先の地理不案内による案内の必要性  
高齢者、視覚障害者、外国人旅行者 等
- 緊急時の案内、災害時の避難等に対する安全性の確保  
高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、肢体障害者 等すべて
- 食材や食事方法の工夫に対する配慮  
高齢者、子ども連れ、アレルギー、内部障害者 等

### それぞれの特性に応じた人のサービスや器具等によるサービスの配慮項目

上記にあげた共通的な配慮の他に、それぞれの障害に応じた主な人のサービスや器具等による配慮項目は以下のとおりである。

- 視覚障害者……点字情報、大活字、音声情報
- 聴覚障害者……手話通訳、筆談対応
- 高齢者……車いす貸し出し、介護サービス
- 外国人旅行者……言語配慮、習慣の違いへの配慮

### 旅行プロセスに応じた課題

旅行者が、旅行を実施する過程の各場面での課題を次ページに整理した。もちろんこれらの課題がすべてではなく、一人ひとりの個別の特性や程度があり、またすべての旅行者にあてはまるわけではない。あくまでも、旅行者の旅行中のさまざまな課題を理解し、留意事項等に生かすための整理である。

## 旅行プロセスにおける旅行者の課題

	視覚障害者	聴覚障害者
旅行情報	・視覚による情報入手が困難 ・点字の情報が少ない	・音声による情報入手が困難
旅行準備	・書類に記入・署名が困難	・電話等によるコミュニケーション手段対応が困難
同行者	・ガイドヘルプ等の案内者がいない	・手話通訳者が少ない
出発・交通	・不案内な場所では所在位置が不明 ・トイレ等の位置確認が困難 ・鉄道駅での落下等が危険	・外見のみでは障害のあることが認知されにくい ・車内・空港等の音声案内情報入手が困難 ・緊急時の情報入手が困難
観光行動	・不案内な場所では位置が不明 ・情報入手が困難 ・視覚以外の五感による楽しみが少ない	・音声による案内情報入手が困難 ・手話・筆談等がないと意思疎通が困難
宿泊施設	・館内施設や客室の位置の把握が困難 ・館内利用方法の情報入手が困難 ・緊急時の情報入手が困難	・音声による案内情報入手が困難 ・手話のできる人が少ない ・緊急時の情報入手が困難

	肢体障害者（車いす使用者等）	内部障害者
旅行情報	・バリアフリー化の旅行情報が少ない、情報内容が不統一	・内部障害対応の情報入手が困難
旅行準備	・歩行が困難 ・手足の細かい動作が困難	・医療機器等の準備が必要な場合がある
同行者	・必要な場合の介助者が少ない	・必要な場合の介助者が少ない
出発・交通	・歩行が困難 ・段差、坂道、階段、ステップ等の通行が困難 ・適切な空間がないと車いすの回転等が困難 ・手の届く範囲に限られる ・利用可能なトイレが少ない	・外見のみでは障害のあることの感知が困難 ・歩行や階段昇降が困難な場合がある ・電波の影響のある場合がある（心臓ペースメーカー等）
観光行動	・移動交通手段の利用が困難 ・歩行が困難 ・段差、坂道、階段、ステップ等の通行が困難 ・利用可能なトイレが少ない	・心肺等の機能低下に対する対応が不安 ・人工透析等の医療対応に困難な場合がある ・オストメイト対応トイレが少ない
宿泊施設	・段差、坂道、階段、ステップ等の通行が困難 ・バリアフリー化された適切な客室が少ない ・利用可能なトイレ、入浴施設に限られる	・心肺等の機能低下に対する対応が不安 ・オストメイト対応トイレが少ない

	知的障害者等	高齢者（配慮の必要な高齢者）
旅行情報	・情報の理解に不得手な場合がある	・視覚や聴覚の能力が低下し、情報入手に困難な場合がある ・記憶力や知覚情報が低下し、情報理解に困難な場合がある
旅行準備	・書類の記入等で不得手な場合がある	・健康状態に不安がある
同行者	・必要な場合の介助者が少ない ・初対面など日頃慣れていない介助者の介助は困難な場合がある	・必要な場合の介助者が少ない
出発・交通	・急ぐことが困難な場合がある ・情報の理解に不得手な場合がある ・未経験の出来事や急な変化への対応が困難な場合がある	・長距離歩行が困難 ・階段の昇降が困難 ・小さな字が見えにくい ・声や音を聞き取りにくい ・トイレに行く回数が増える場合がある ・急な状況の変化への対応が困難な場合がある ・環境の変化への適応が困難な場合がある
観光行動	・展示等の内容の理解に不得手な場合がある ・未経験の出来事や急な変化への対応が困難な場合がある	・上記に同じ
宿泊施設	・館内利用方法の理解に不得手な場合がある ・未経験の出来事や急な変化への対応が困難な場合がある	・館内利用方法の理解に困難な場合がある

	子ども連れ・妊娠中の人	外国人旅行者
旅行情報	・子供連れの困難な施設情報の入手が困難	・本国語による情報入手が困難
旅行準備	・衣類荷物の多くなることへの対応	・コミュニケーション方法に困難 ・情報入手に困難 ・習慣の違いの理解が困難
同行者	・世話をし見守る人が必要	-
出発・交通	・急ぐことが困難 ・急な状況の変化への対応が困難（トイレ、病気等）	・音声案内、案内表示の理解が困難
観光行動	・上記に同じ	・展示内容の理解が困難な場合がある
宿泊施設	・上記に同じ	・習慣の違いの理解が困難

注：上記ではすべての場合を表しているわけではありません

注：上記の課題は個々の旅行者によって異なります

【参考：配慮が必要な旅行者の特性に合わせた対応】

特性	目が不自由	耳が不自由	足（手）が不自由	内部障害がある
①旅行情報 ↓	・点字情報 ・音声情報	・FAX ・携帯電話	・バリアフリー情報 ・トイレ情報	・現地医療情報
②旅行準備 ↓	—	・携帯目覚まし	・補助器具	・医薬品
③同行者 ↓	・同行案内者 ・盲導犬	・手話通訳者 ・聴導犬	・同行介助者 ・介助犬	・同行介助者
④出発⇒目的地 ↓	・乗換え誘導	・事故、遅延情報の 連絡手段	・交通機関乗換え介助 ・バリアフリー対応	—
⑤目的地到着 ↓	・音声案内	・地図	・現地交通手段	—
⑥観光行動 見学、体験、食事 買い物等 ↓	・人による案内・誘導 ・点字案内 ・五感による楽しみ	・手話通訳 ・観光パンフレット ・写真等によるガイド ・五感による楽しみ	・現地交通手段 ・段差解消手段 ・トイレ整備 ・現地介助者 ・バリアフリー対応	・透析病院の確保 ・酸素補充の地元業者 確保 ・杖トイトイレ
⑦宿泊施設 ↓	・館内利用方法 ・フロントへの連絡 ・バ 什ガ 料理の取り方	・手話、筆談 ・非常時の連絡方法	・ユニバーサルルーム ・バリアフリー対応 (トイレ、入浴など)	・杖トイトイレ ・病院への連絡手段
⑧目的地⇒帰着	・乗換え誘導	・事故、遅延情報の 連絡手段	・交通機関乗換え介助 ・バリアフリー対応	—

特性	知的障害	高齢者	子ども連れ・妊娠中	外国人
①旅行情報 ↓	・理解しやすい情報 ・ピクトグラム( 絵文字)	・大きな字の情報 ・簡単な情報入手	・子供連れ可の施設 ・医療情報	・多言語情報
②旅行準備 ↓	—	・気候変化時衣類	・気候変化時衣類	—
③同行者 ↓	・見守り	・同行介助者	・見守り	—
④出発⇒目的地 ↓	・乗換え誘導	・乗換え案内 ・段差解消	・見守り ・トイレ	・乗換え案内
⑤目的地到着 ↓	—	・貸出し車いす	—	・多言語案内
⑥観光行動 見学、体験、食事 買い物等 ↓	・理解の程度に合わせ た観光 ・見守り	・階段、段差解消 ・休息施設 ・高齢者向けメニュー	・子供用メニュー ・休息施設	・多言語標記 ・外国語案内 ・食事慣習
⑦宿泊施設 ↓	・見守り	・大きな字の案内 ・階段、段差解消 ・食事メニュー	・子供用メニュー	・外国語案内 ・習慣の違い ・食事慣習
⑧目的地⇒帰着	・乗換え誘導	・乗換え案内 ・段差解消	・見守り ・トイレ	・乗換え案内

注：上記は代表的な例示であり、すべてを述べているわけではありません。

出典：「ユニバーサルツーリズム ヒント・事例集」（千葉県、平成18年）

## 参考2 観光のユニバーサルデザイン化に向けた現状の課題例

### (1) 旅行情報に関する課題

- ・ 旅行に必要なバリアフリー情報が、一般的な旅行情報とは別の特別情報となっているため、必要な情報がどこにあるのかわからない。
- ・ 旅行に必要なバリアフリー情報が、県や市町村などの自治体、市民団体・NPO、障害者団体、出版社、一部の旅行会社などで別々に提供されているため、旅行者にはなかなか見つけることが難しい。
- ・ バリアフリー情報については、情報内容や情報量の点で旅行者と供給者の間のギャップが大きい（例：視覚障害や聴覚障害に関する情報が少ない等）。
- ・ 情報内容に正確性が欠けていたり、個々人の状態に合うかわからなかったりすることが多い。
- ・ 情報に関する利用者の視点からの評価が十分ではない。
- ・ 数値的な記述が少ないため、利用者にとって利用可能かどうか、判断に困ることが多い。
- ・ 情報にある図記号が統一されていない。
- ・ 情報に掲載する項目が統一されていない。

### (2) 観光地（受け地）における課題

- ・ 地域行政、観光事業者等の関係者の受け入れ体制が十分ではない。
- ・ 地域全体で観光のユニバーサルデザイン化を進める推進母体が十分整備されていない。
- ・ 一つの観光施設、宿泊施設での整備の考え方はあるが、観光地をゾーン（地域）として捉える考え方に乏しい。
- ・ 観光地では、旅行者が必要と思うところにユニバーサルデザイン化整備の行われていないことが多い。
- ・ 観光地のバリアフリー情報や問合せ窓口が一元化されていない。
- ・ 観光地内の二次交通、三次交通手段のバリアフリー化整備が十分進んでいない。
- ・ 観光地における人的介助などのソフト面のしくみづくりが十分でない。
- ・ バリアフリー化された交通機関、観光施設等の整備は進んできているものの十分ではない。
- ・ 観光資源である歴史的環境や自然環境については、資源の保全や景観の観点からバリアフリーに対する工夫や合意ができていない。
- ・ 宿泊施設で火災が起こったとき、聴覚障害者への警報等の整備課題がある。
- ・ 観光地では、車いす使用者に対応するトイレの整備が十分ではない。
- ・ 手話のできる人が少ないので、旅行者にとって情報面で得られることが少ない。

### (3)旅行商品・システムにおける課題

- ・ 配慮を必要とする旅行者も一般的な募集型企画旅行に参加することが、社会的に十分認識されていない。
- ・ 旅行会社の中には、バリアフリー旅行のマーケットが小さく、また旅行の事業性が低いとの意識がある。
- ・ 旅行会社の窓口は、旅行者の状態と旅行商品をマッチングさせるノウハウが十分でない。
- ・ 旅行会社窓口の係員がバリアフリー旅行の内容や観光地のバリアフリー状況に関する情報を十分把握できていないため、旅行を申し込みにくい状態になっている。
- ・ 一般的な募集型企画旅行における配慮が必要な人の参加基準が明確になっていない。
- ・ 一般的な募集型企画旅行では、多数の人の同一行動が前提となるため、個別に起こるニーズや配慮に対応しづらい。
- ・ 旅行パンフレットなどに参加しやすい旅行商品の内容や表示がなく、旅行者にとって選択しづらい状態となっている。
- ・ 一般的な募集型企画旅行においては、車いす使用の場合や高齢で歩行能力に制約のある場合にはバリアフリー化に関する設備の不十分さから参加が難しい。
- ・ 周遊型の募集型企画旅行では回る観光個所数が多く、一定の歩行速度を保たなければ所定の旅行条件が保てなくなる恐れがあるため、高齢者などが参加しにくい。
- ・ バリアフリー専用の団体旅行は、宿泊施設やバスなど特別なニーズに対応するため、利用者にとって旅行費用面で満足できないことがある。
- ・ 車いす使用者等に適したバリアフリー旅行商品が出てきているものの商品数などの点で十分とはいえない。
- ・ 身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の参加では、他の参加者の中に犬アレルギーがあるかわからないので参加しづらい。
- ・ 知的障害のある人が旅行に参加する場合、他の参加者から理解が得にくい。
- ・ 旅行中に人工透析を行う必要がある場合、同一の旅行行程が取れないので参加しにくい。
- ・ 一般的な募集型企画旅行は見ることが中心で、目の見えない人が触れて楽しむなどの楽しみの要素が少ない。
- ・ 高齢者は一般的にトイレが近くなるが、募集型企画旅行ではトイレ休憩が頻繁でなく、その時間が短い。

### (4)全体としての課題

- ・ 観光関係者の間では、観光のユニバーサルデザイン化に関して、一部の特別なバリアフリー化課題と捉えられており、できる限り広い人に対応するユニバーサルデザインの考え方が定着していない。
- ・ 観光のユニバーサルデザイン化への段階的な実現化への過程が分からない。
- ・ 一部の分野で取り組みは始まっているものの、継続的な事業として確立した事業例等が一般的に認知されていない。

### 参考3 観光のユニバーサルデザイン化の考え方

#### (1)観光のユニバーサルデザイン化の要素

できる限り多様な人々の利用しやすいデザインづくりをめざす「ユニバーサルデザイン」では、公平性、自由度、単純性、わかりやすさ、安全性、省体力、スペースの確保を内容とする7つの原則を定めている。この考え方をもとに、観光のユニバーサルデザイン化に生かす要素と旅行者の効用をまとめると以下ようになる。

考え方	公平性	すべての旅行者は、公平に旅行参加の機会がある
	多様性	多様な旅行者の状態や要望に合わせて、いろいろな選択肢を準備されている
	柔軟性	旅行者の要望に合わせて、臨機応変に柔軟な対応を工夫する
	安心性	旅行者の要望を的確に把握し、旅行者が精神的余裕をもって接することのできる技能をもつ
機能	連続性	旅行者への移動サービスや人によるサービスが途中で途切れたり、なくなったりしない
	理解のしやすさ	旅行者への適切な情報提供を行い、容易に判断できる情報内容に心がける
	価格合理性	旅行者の利便性の増進と旅行内容に応じた価格を設定する
	安全性	災害時、緊急時の救援体制や医療体制の整備を行う
	空間的余裕確保	旅行者の必要とするスペースを確保する
効用	旅の感動	旅先での観光体験から旅の感動を得る
	五感による楽しみ	視覚、触覚、味覚、嗅覚、聴覚の五感から楽しみを得る
	時間的余裕	時間的ゆとりをもって、ゆっくり旅を楽しむ

「ユニバーサルデザインの7原則」は、1997年に米国ノースカロライナ州立大学「ザ・センター・フォー・ユニバーサルデザイン」のロン・メイス氏等10名のユニバーサルデザイン提唱者によって定められた。

参考： <http://www.universal-design.gr.jp/03info/img/princ.pdf>

## (2)観光のユニバーサルデザイン化の考え方

### 継続的・段階的改善（スパイラルアップ）

観光のユニバーサルデザイン化施策においては継続的・段階的な改善が必要となる。観光関係者は「計画・実行・検証・次の行動」というPDCA（プラン・ドゥ・チェック・アクション）のサイクルを繰り返すことによって、徐々に目標に到達するスパイラルアップ（段階的・継続的改善）の考え方に基づき取り組むことが望まれる。

段階的改善：旅行商品 忙しい旅行 → 多様な旅行のスタイル・ゆったり旅行  
観光地 一部の施設 → 観光地全体

### 段階を踏まえた実現化と事業化

観光のユニバーサルデザイン化では、無理なく取り組めるところから始めることが大切であり、段階を踏まえた実現化が望まれる。また観光関係者は観光による地域活性化や高齢化に向けた事業活性化をめざして自ら意識改革を行い、積極的に協力して推進に取り組むことが望まれる。また各地における関連事業から得られた知見をもとに事業的にも引き合うようにする必要がある。

実現への手順：意識改革 事業性 継続性

### 旅行者の特性に応じた個々の対応と受け入れ拡大

配慮を必要とする旅行者のニーズは、個々人の身体の状態や旅行目的等により様々である。観光関係者は旅行者の配慮を必要とする理由を理解し、一律に接するのではなく旅行者の個々の特性やニーズに最も合った対応に心がけることが大切である。観光関係者は多くの受入れ経験を重ねることによって新しい工夫を見出し、これまで参加しにくかった旅行者の受け入れにつなげることが望まれる。経験とノウハウを積み重ね、多様なサービスの提供によって、一部の人の旅行からすべての人の旅行へと機会の増大につなげることが重要であると考えられる。

すべての人の旅行機会：異なる旅行者ニーズへの対応 受入れ経験

### 地域ぐるみの取り組み

観光地（受け地）の観光関係者は、配慮の必要な旅行者に円滑で快適な観光を提供するため、行政、事業者、地域のまちづくり団体等が一体化した受け入れ体制を構築することが望まれる。また観光のユニバーサルデザイン化を旅行者向けだけでなく、まちづくりと一体的な施策としてとらえ、観光関係者だけでなく市民団体等とともに、訪れる旅行者の要望に応えるよう努力することが望まれる。

地域ぐるみの取り組み：観光と福祉のまちづくり 一体化した受け入れ体制



## 旅行者の意見を反映させる評価システムの構築

観光関係者は配慮を必要とする旅行者の意見、提案などを観光のユニバーサルデザイン化の取り組みに反映することが効果的である。観光関係者は旅行者や当事者の観光地点検活動への参画、地域の計画づくりへの参画、実現化への活動協力等を進め、また旅行者の満足度評価や実施後の事後評価・検証を行い、旅行商品・システムや観光地（受け地）のユニバーサルデザイン化の段階的な推進を図ることが望まれる。

当事者参画：**点検活動等に参画** **計画づくり参画** **満足度評価・事後評価** **評価情報の活用**

## 旅行商品・システムと観光地（受け地）の協働関係の構築

旅行者が旅行を思い立つ段階から、旅行出発、観光、帰着まで、旅行者の一連の旅行行動に沿った形で対応が望まれる。そのため、線としての連続的に繋がる旅行商品、および多様な観光行動を可能にする面的な広がりをもった観光地での対応の双方を含んだ、関係者間の協働関係を構築することが効果的である。

協働関係：観光・交通事業者 **移動手段** **観光施設** **宿泊施設**  
観光地行政 **観光情報** **受け入れ体制**  
旅行会社 **旅行商品** **旅行システム** **旅行情報**

## 観光地のソフト面とハード面の連携（人的支援、ハード面整備、受け入れ体制）

観光地における円滑な受け入れ推進のためには、情報提供、人的支援、サービス提供等のソフト面の対応の充実と、それを支える歩行空間等のハード面の整備があり、観光のユニバーサルデザイン化ではどちらを欠かすことはできない。

観光資源として重要な歴史的環境や自然環境のユニバーサルデザイン化に関しては、資源の保全や景観の観点から、人的介助などソフト面の充実を含めて、行政・NPO等の地域関係者が連携してできることから始める段階的な整備が望まれる。

観光地のソフトとハード：**人的介助・支援** **観光基盤整備** **情報提供** **歴史的環境・自然環境**

## 旅行の連続性の確保とサービス拡大（旅行商品・旅行システム）

配慮を必要とする旅行者の参加に際し、旅行業者等の旅行サービス提供者は旅行者の行動に沿った連続性が確保され、その中で円滑で快適な多様な旅行商品等を提供することが望まれる。旅行業者等は旅行の受け入れサービス拡大として、地域資源や福祉等の他分野との連携による人的サービス、企画旅行等における受け入れの基準化や情報整備、接遇改善等を系統的に進め、旅行商品提供では募集型企画旅行やバリアフリー配慮旅行における配慮の充実、普及に努めることが望まれる。また将来的には、従来の旅行商品の枠組みに捉われない、新しい工夫による旅行商品の枠組みの試行も重要と考えられる。

サービスの拡大：**移動手段の連続性確保** **旅行商品・システムでの配慮の充実**

## 参考4 関連する法令・基準等

### 観光のユニバーサルデザイン化に関連する法令・基準等

名称	策定年度	策定主体	目的・概要
ユニバーサルデザイン政策大綱	H17	国土交通省	生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき国土交通行政を推進すること
バリアフリー化推進要綱	H16	内閣府	年齢や障害の有無等に関わらず、国民誰もが社会に参加し、余暇活動を通じて心の豊かさや生きがいを感じることができる環境を形成すること
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）	H6	国土交通省	不特定多数の者が利用する公共的な性格を持つ建物について、高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう措置を講ずること
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）	H12	国土交通省	鉄道駅を中心に港、空港などを中心に、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進すること
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）	H18	国土交通省	ハートビル法と交通バリアフリー法を一本化することで、建築物と旅客施設をつなぐ経路を含めた地域全体のバリアフリー化を図ること
身体障害者補助犬法	H14	厚生労働省	補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること
外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）	H9 / H18 改正	国土交通省	外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進することで国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与すること
旅行業法	S27 / H17 改正	国土交通省	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ること



## **観光のユニバーサルデザイン化 手引き集**

～だれもが旅行を楽しめる環境づくりのために～

---

発行 平成 20 年（2008 年）3 月

国土交通省総合政策局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL 03（5253）8111

編著 ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業検討委員会

編集・制作 (株)ツーリズム・マーケティング研究所

---





